平成２３年（フ）第８５号
京都府京丹後市網野町網野981番地
破産者　倉田千恵子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第７７号
兵庫県たつの市龍野町堂本218番地１
破産者　鎌田　紗知（旧姓小林）
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第７４号
和歌山県田辺市龍神村東414番地の１
破産者　田ノ岡幸子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第７５号
和歌山県田辺市南新万25番９号　コーポ’92－２階201号室
破産者　田中　幹也
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第７７号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台34番２号
破産者　松下裕美子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第２０６号
鳥取県鳥取市徳尾102番地22
破産者　堀田　寿枝
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０９号
鳥取県鳥取市徳吉272番地　市住Ｒ11―19号、旧住所大阪府大阪市住之江区粉浜西３丁目１番８－804号
破産者　原﨑　久恵
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７号
広島県安芸高田市吉田町吉田1925－１－106、住民票上の住所広島県三次市君田町石原565番地
破産者　島津　清孝
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第６８号
広島県安芸高田市吉田町桂373番地
破産者　河野　隆三
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１５３号
山口県山陽小野田市大字山野井641番地、旧住所福岡県久留米市縄手町350番地１
破産者　和氣　美佳（旧姓久篠）
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５０５号
愛媛県松山市道後喜多町８番28号　井上ビル207号
破産者　山崎すみ子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１４号
愛媛県伊予郡砥部町川井1098番地１
破産者　上石　桂子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２２号
愛媛県松山市南斎院町49番地３
破産者　入谷英理子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３０号
愛媛県松山市北条辻５番地６
破産者　川上　鈴美
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８号
福岡県大川市大字酒見1006番地
破産者　境　　憲一
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１号
福岡県八女市本村1041番地榎町団地56号
破産者　鴫山　貴幸
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第５９号
熊本県天草市有明町大島子2652番地
破産者　仲　　輝也
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第１８４号
鹿児島県肝属郡肝付町野崎1548番地１
破産者　下園　政雄
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第１０４１号
東京都北区田端新町１－22－９－1003
再生債務者　児玉　達範
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第５７号
茨城県久慈郡大子町大字池田2545番地２　シティハイム音内Ａ102
再生債務者　大森　久美（旧姓緑川）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月16日　　水戸地方裁判所

平成２３年（再イ）第１４４号
千葉県松戸市松戸新田344番地の19
再生債務者　野崎　大輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月12日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再イ）第１４５号
千葉県松戸市松戸新田344番地の19
再生債務者　野崎　寛美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月12日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再イ）第８８３号
東京都立川市柏町２－47－８
再生債務者　高橋　一仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第３１１号
横浜市港北区鳥山町663番地　モアクレスト新横浜705
再生債務者　吉本　　敬
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月15日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第７７号
岐阜県本巣市佐原279番地１
再生債務者　大西　義光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月16日　　岐阜地方裁判所